

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会

第3回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 次第

令和3年10月21日（木）

1 開 会

2 議 題

(1) 金額調査審議

(2) その他

3 閉 会

令和3年度 茨城地方最低賃金審議会

第3回 茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、
医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、
時計・同部分品製造業最低賃金専門部会 資料

令和3年10月21日(木)

No.1 令和3年度 特定最低賃金改正状況

…P362

特定最低賃金改正状況

計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業最低賃金

電気機械器具製造業（電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業）関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
神奈川	A	890				(申し出なし)	
埼玉	A	954	981	27			無
千葉	A	954	981	27			有
大阪	A	966	994	28			有
愛知	A	901				(必要性なし)	
東京	A	829				(申し出なし)	
京都	B	936					
静岡	B	920	939	19			有
滋賀	B	917				精密機械を含む	
栃木	B	913					
山梨	B	914	934	20			有
三重	B	906					
兵庫	B	902	930	28			有
長野	B	894				精密機械を含む	
茨城	B	904				精密機械を含む	
広島	B	897					
富山	B	851					
福岡	C	927	947	20			有
新潟	C	910					
群馬	C	910					
奈良	C	883					
岐阜	C	887	907	20			有
香川	C	886	913	27			有
徳島	C	888	911	23			有
北海道	C	895	924	29			有
山口	C	893	921	28			有
石川	C	870	896	26			有
岡山	C	878					
福井	C	857				(必要性なし)	
宮城	C	864	890	26			有
愛媛	D	895					
山形	D	846					
福島	D	834					
佐賀	D	839					
秋田	D	836					
青森	D	833	859	26			無
長崎	D	837					
鳥取	D	809					
大分	D	835					
熊本	D	836	863	27			有
岩手	D	820					
島根	D	825					
鹿児島	D	815	842	27			有
宮崎	D	803					

精密機械器具製造業（業務用機械器具、その他の製造業） 関係

都道府県	地賃ランク	改正前時間額	改正後時間額	引上げ額	効力発生日	備考	令第6条 5項適用
埼玉	A	963	990	27			無
千葉	A	887				必要性なし	
愛知	A	875				必要性なし	
兵庫	B	903	931	28			有
栃木	B	912					
福島	D	868					
岩手	D	829					